

令和3年10月20日

当院をご利用される皆様へ

けいなん総合病院
病院長 政二文明

マイナンバーカードによる健康保険証対応について

平素は、当院の運営にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、マイナンバーカードが健康保険証として利用できる制度について、令和3年10月20日より全国の医療機関において本格運用が開始されます。

当院におきましては、マイナンバーカードの認証機器の設置及びシステム改修の対応を準備しております。

運用開始時期が決まり次第ホームページ及び院内掲示にてご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際は、事前にマイナポータル(アプリ)等で健康保険証利用のお申込みを済ませていただきますようお願い申し上げます。

なお、マイナンバーカード運用開始までの間は、これまで通り健康保険証の提示をお願い申し上げます。

以上